

農業経営基盤強化準備金に係る農林水産大臣の証明書申請窓口

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受ける場合は、青色申告による確定申告書類に農林水産大臣の証明書を添付する必要がありますので、事業年終了後、確定申告の前にかじめ農林水産大臣の証明書の交付を受けて下さい。

証明書の交付申請は、必要な書類（別紙参照）を揃えて、下表の九州農政局各地域センター等に提出して下さい。

※ 証明書の交付に当たっては、審査期間が必要となりますので、原則として確定申告を予定している日の2週間前までには交付申請を行うようお願いします。

県名	地域センター等	管轄区域
福岡県	九州農政局 福岡地域センター 〒812-0018 福岡市博多区住吉3-17-21 TEL 092-281-8261	福岡市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡
	九州農政局 北九州地域センター 〒803-0814 北九州市小倉北区大手町13-26 第2合同庁舎 TEL 093-561-1596	北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡、築上郡
佐賀県	九州農政局 佐賀地域センター 〒840-0803 佐賀市栄町3-51 TEL 0952-23-3136	佐賀県全域
長崎県	九州農政局 長崎地域センター 〒852-8106 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎 TEL 095-845-7122	長崎県全域
熊本県	九州農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 〒860-8527 熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 TEL 096-211-9327	熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、下益城郡、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡
	九州農政局 八代地域センター 〒866-0896 八代市日置町171-1 TEL 0965-35-7311	八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、八代郡、葦北郡、球磨郡、天草郡
大分県	九州農政局 大分地域センター 〒870-0047 大分市中島西1-2-28 TEL 097-532-6134	大分県全域
宮崎県	九州農政局 宮崎地域センター 〒880-0801 宮崎市老松2-3-17 TEL 0985-22-3184	宮崎市、都城市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡、東諸県郡、児湯郡
	九州農政局 延岡地域センター 〒882-0803 延岡市大貫町1-2915 延岡合同庁舎 TEL 0982-33-0700	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
鹿児島県	九州農政局 鹿児島地域センター 〒892-0816 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎 TEL 099-222-7591	鹿児島市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、鹿児島郡、薩摩郡、出水郡、始良郡、熊毛郡、大島郡
	九州農政局 鹿屋地域センター 〒893-0064 鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎 TEL 0994-43-3222	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡

〔申請受付時間〕 月曜日から金曜日（祝祭日除く）午前8時30分から午後5時15分まで。

〔申請方法〕 申請書類を郵送又は直接持参で提出して下さい。

※ 郵送の場合の宛名は、各地域センター等の「農業経営基盤強化準備金担当」宛てとして下さい。

※ 証明書の交付を郵送で希望される場合は、返信用切手を貼った返信用封筒を申請時に提出して下さい。

(別紙)

証明書の交付申請に必要なとなる書類

1 農業経営基盤強化準備金を積み立てる場合の提出書類

- ① 農業経営基盤強化準備金に関する証明申請書（別記様式第1号）^(※)
- ② 認定計画等の写し（以下のいずれか）
 - ・ 認定農業者 … 農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書
 - ・ 特定農業法人 … 農業経営基盤強化促進法施行規則第23条第1項第5号口に掲げる計画
- ③ 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書（別記様式第5号）^(※)
- ④ 準備金に充てようとする交付金等の交付決定通知書の写し
- ⑤ 前年（前事業年度）から繰り越された準備金の金額を証する書類（貸借対照表、確定申告書の添付書類（農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書（法人税法施行規則別表十二（十五）））等）
（注）繰り越された準備金がある場合のみ必要ですので、積立初年度については提出不要です。

2 農用地等を取得した場合の提出書類

- ① 農用地等を取得した場合の証明申請書（別記様式第3号）^(※)
- ② 認定計画等の写し（以下のいずれか）
 - ・ 認定農業者 … 農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書
 - ・ 特定農業法人 … 農業経営基盤強化促進法施行規則第23条第1項第5号口に掲げる計画
- ③ 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書（別記様式第5号）^(※)
- ④ 農用地等の取得又は準備金に充てようとする交付金等の交付決定通知書の写し
- ⑤ 前年（前事業年度）から繰り越された準備金の金額を証する書類（1の⑤と同じ）
（注）繰り越された準備金がある場合のみ必要ですので、積立初年度については提出不要です。
- ⑥ 農用地等を取得したことを証する書類（領収書など取得した物、金額、日付が分かるもの）

※ 様式は、九州農政局ホームページからダウンロードできます。また、各地域センター等にも用意してありますので、必要な方はご連絡下さい。

※ 書類の記載内容等の確認のためにご連絡する場合がありますので、別記様式第5号のご連絡先の記載漏れがないようにして下さい。